

令和3年度新居浜市文化スポーツ大会開催に係る

報償費の支出に関する基準

1 支出対象者

市民及び市民団体が参画する実行委員会等が主催する文化事業及びスポーツ大会等（以下、「大会等」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、企業並びに国及び都道府県に属する高等学校体育連盟、中学校体育連盟及び郡市中学校体育連盟等が主催若しくは共催するスポーツ大会並びにこれに伴う予選大会等を除く。なお、教育委員会が適切と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 市民の文化、スポーツの振興に資すると認められる大会等で、営利を目的としない大会等であること。
- (2) 大会等の規模は、参加者が100名以上あり、かつ県外からの宿泊を伴う参加者が25名以上であること。なお、文化事業については、出演者の数を参加者数、出演者の居住地を参加者の居住地とする。
- (3) 新居浜市及び国、県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

2 支出金額

報償費の額は、大会等の開催に要する経費のうち実際に支出した経費とし、10万円を限度として、予算の範囲内で支出する。ただし、1,000円未満は切り捨てとする。なお、報償費の対象となる経費は、大会等の開催に要する経費のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 燃料費
- (5) 食糧費
- (6) 印刷製本費
- (7) 光熱水費
- (8) 通信運搬費
- (9) 保険料及び手数料
- (10) 原材料費
- (11) 使用料及び賃借料
- (12) 分担金及び負担金

3 申請方法

別紙様式に必要事項を記入の上、必要資料を添付し、文化振興課若しくはスポーツ振興課へ提出する。

4 添付書類

大会等開催要項（パンフレット等）、収支決算書、領収書の写し及び写真等の実績が確認できる資料、文化振興課若しくはスポーツ振興課が指定する大会出場者リスト等とする。

5 提出時期

大会等及び合宿の終了後、1か月以内に提出しなければならない。

6 附 則

この基準は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。